

一般社団法人岡山県ソフトボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岡山県ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、公益財団法人日本ソフトボール協会並びに中国ソフトボール協会の支部を構成し、岡山県におけるソフトボールの普及・振興と競技力向上を図り、もって県民の健康を増進し楽しいスポーツの実践を涵養することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボール競技の普及・奨励
- (2) ソフトボールチーム及び選手の登録に関する事務手続き
- (3) ソフトボール競技会の開催
- (4) ソフトボール競技の公認審判員、公式記録員、指導者の養成
- (5) ソフトボールチームの育成及び選手競技力向上
- (6) ソフトボール競技に関する講習会の開催
- (7) ソフトボール関連事業への役員、審判員、記録員、チーム等の派遣
- (8) ソフトボール関連組織への援助・助成
- (9) 岡山県、公益財団法人岡山県スポーツ協会、公益財団法人日本ソフトボール協会その他の関係機関との連携
- (10) ソフトボール競技に関する調査研究
- (11) その他当法人の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員は、次の団体及び愛好者の中から当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得た者とする。

- (1) 当法人を通じて公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟登録されているチーム
- (2) 岡山県高等学校体育連盟ソフトボール専門部
- (3) 岡山県中学校体育連盟ソフトボール部
- (4) 公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員、公式記録員、公認指導者の資格を有し、当法人に登録されている審判員、記録員、指導者

(5) 当法人の目的に賛同する学識経験者等

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 加盟チーム、審判員、記録員、指導者の年度内未登録のとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上35名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

- 3 会長以外の理事のうち、若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
- 4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
 - 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当

法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第35条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、儀礼的な行為を行うほか、会長の諮問に応え、会長に対して、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して、意見を述べることができる。
- 6 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 7 前項に規定する事項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 当法人は、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、理事会の決議に基づき、第3条に掲げる事業について、所管事項の調査研究と処理にあたる。
- 3 専門委員会に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、会長がこれを任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	原 憲一	岩藤和彦	大嶋俊宏	小野智則	金田恵征
	河田純雄	坂手弘美	佐々木龍	定岡正幸	下村宰嗣
	妻木陽子	乍 智之	西村信紀	延藤賢治	東山直巳
	平岡正行	福島正一	藤井輝彦	松岡 茂	神谷和宏

(住所非表示)

設立時代表理事	原 憲一
設立時監事	木畑文彦 柳井清志

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所非表示)

設立時社員	原 憲一
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	大嶋俊宏
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	金田恵征
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	河田純雄
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	下村宰嗣
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	豊田 涼
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	東山直巳
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	福島正一
-------	------

(住所非表示)

設立時社員	三村義人
-------	------

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上 一般社団法人岡山県ソフトボール協会を設立するため、本定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

令和3年3月16日

設立時社員 原 憲一

設立時社員 大嶋俊宏

設立時社員 金田恵征

設立時社員 河田純雄

設立時社員 下村宰嗣

設立時社員 豊田 涼

設立時社員 東山直巳

設立時社員 福島正一

設立時社員 三村義人